

建 技 第 140 号
平成 24 年 3 月 28 日

(社) 富山県建設業協会 様

富山県土木部建設技術企画課長

下請契約における県内企業の優先選定及び県内地場製品の優先使用について（通知）

本県では、公共事業が県内経済の活性化に寄与するよう、これまでも下請契約を締結する場合及び工事材料の納入契約を締結する場合における県内企業の優先選定について、協力をお願いしているところです。

しかしながら、本県経済を取り巻く情勢は依然として厳しい状況が続いていることから、公共事業による波及効果をより確実なものとするため、この度、土木工事共通仕様書を一部改定し、「地場製品の優先使用・県内企業の優先選定等」についての規定を記載することとしました。

ついては、下請契約における県内企業及び県内地場製品を不採用とする場合は、当面の間、下記のとおり運用することとしたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、平成 22 年 9 月 7 日付け建技第 381 号「下請及び資材の調達状況の報告について（通知）」については、廃止します。

また、貴協会会員に対する周知についてご配慮願います。

記

1 特記仕様書による明示

全工事の特記仕様書に、次のとおり明示することとしました。

第〇〇条 「不採用調書」の提出

受注者は、工事の施工に関する下請契約において県内企業を採用しない場合及び工事で使用する建設資材について県内地場製品を採用しない場合は、あらかじめ、「下請契約における県内企業及び県内地場製品の不採用調書」を監督員に提出しなければならない。

2 提出の方法

別添「下請契約における県内企業及び県内地場製品の不採用調書」を使用し、電子メール等による提出を可能とします。（電子データは、県建設技術企画課ホームページの工事で使用する書類に掲載します。）

3 提出時期

施工計画書の提出に合わせて提出することを原則とし、内容の変更がある度（ただし、契約前）に更新して提出願います。

4 調書の受付け

発注者は、調書の内容に疑義がなければ調書を受付けます。
疑義がある場合は、ヒアリングを行います。

5 適用年月日

平成 24 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用します。

（事務担当 土木部建設技術企画課技術指導係）

下請契約における県内企業及び県内地場製品の不採用調書

平成 年 月 日

工事名:

現場代理人名:

本工事において、下請契約を予定している県外企業、及び県内地場製品以外で使用を予定している資材について、下記のとおり提出します。

記

1 下請契約

下請工種	主な作業内容	会社名	県内企業を採用しない理由
		住所	

県内企業とは、県内に本社・本店を置く建設企業者。

※下請金額にかかわらず、下請(2次以降も含む)契約した全ての県外企業を記載すること。

※行が不足した場合は行を追加挿入して記載すること。

2 資材の調達

資材名総称	規格・寸法	製造者名・製造工場名・購入先等	県内地場製品を採用しない理由
製品名	数量(単位)		

県内地場製品とは、①県内で最終製造工程が施されている建設資材または製品等。

②県内に本社・本店を置く取扱業者から調達した建設資材または製品等。

※使用数量にかかわらず、使用した全ての県外資材を記載すること。

※行が不足した場合は行を追加挿入して記載すること。